

○ 主文

原告の請求はいずれもこれを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

○ 事実

第一 当事者の求めた裁判

(原告)

「被告が原告に対し、昭和四四年七月二五日高岡所第七〇一、同第七〇二号をもつてなした、昭和四二年分、同四一年分各所得税更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分中、営業経費のうち日産サニ一富山西販売株式会社の株式取得のため要した負債利子（昭和四二年分金一二〇万六〇〇〇円、昭和四一年分金一一四万三〇〇〇円）否認に伴う各所得金額、所得税額の更正ならびにこれに関連する過少申告加算税の賦課決定各処分は、いずれもこれを取消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決。

(被告)

主文同旨の判決。

第二 当事者の主張

(原告の請求の原因)

一 原告は、従来から引続きEの商号を用いて、自動車の販売・修理を業とし、訴外富山マツダ株式会社の副特約代理店として、主として同社の製品を取扱ってきたところ、たまたま、昭和四一年三月ころ訴外日産自動車株式会社が乗用自動車サニ一を新発売するについて富山県一円の代理店を求めたのに対し、原告は富山県特約代理店に指名される運びになった。

日産自動車株式会社の製品特約販売契約書によれば、特約代理店は同社以外の者の製造にかかる自動車その他の物を取扱ってはならず、また、自己以外の者の販売した同社製品のアフター・サービスを義務付けられるなど、かなり厳しい条項が掲げられているにもかかわらず、原告が敢えて従来富山マツダ株式会社との関係を断ち切つてまで日産自動車の特約代理店の指定を獲得しようとした所以は、従来浮動的な業態に不安を抱いていて、固定した恒常的な収入を得る途を求めていたことであつた。

ところが、その後明らかにされたところによれば、富山県全区の特約代理店の資格要件として資本金四〇〇〇万円以上の会社であることが定められてあつたが、この資本金の調達に困難があつたため、富山県を二分割し、そのうちの西部地方のみの特約代理店となることとし、資本金二〇〇〇万円の日産サニ一富山西販売株式会社（その後商号変更により日産サニ一富山販売株式会社となる。以下、訴外会社という）を設立し、原告は資本金の六五パーセントに当る金一三〇〇万円を出資してその代表取締役となつたものであり、その払込金は全額訴外富山銀行新湊支店からの借入金によつて賄われ、爾来、原告は新設された訴外会社の翼下に入つて、引続き自動車修理業を営んで安定した業態を続けている。

二 原告は、昭和四一、同四二年分所得税申告に当り、右借入金の利子昭和四一年分金一一四万三〇〇〇円、昭和四二年分金一二〇万六〇〇〇円を、原告個人の経営にかかる前記Eの業態改善のための必要経費として、総収入金額からその全額を控除して提出したところ、被告は、右負債利子を所得税法三七条一項の規定による営業所得の必要経費と認めることを否認し、原告に対し、昭和四四年七月二五日高岡所第七〇二、同七〇一号をもつて、昭和四一年分については営業所得の金額を金一一四万三〇〇〇円増加し、昭和四二年分については営業所得の金額を金一二〇万六〇〇〇円増加して、各所得税の更正処分およびこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分をなし、右決定の通知書は当時原告に送達された。

三 原告は、右処分に不服があるとして昭和四四年八月六日被告に対し異議を申立てたところ、被告は同年一月四日付をもつて異議申立を棄却する旨の決定をした。

そこで原告は、同年一月二〇日訴外金沢国税局長に対し審査請求をしたが、金沢国税不服審判所長は昭和四五年一月二一日付をもつて審査請求を棄却する裁決をなし、同月二三日その旨原告に通知された。

四 しかしながら、原告が前記借入金一三〇〇万円をもつて訴外会社の株式を取得したのは、第一項にも述べたとおり、あくまで、原告がこれによつて日産自動車株式会社の系列に入ることにより、原告の個人企業である自動車修理業の安定と向上に資することにあつたのであるから、原告にとり訴外会社の株式取得は、実質的には原告個人企業の設備の改善、販売員の増員であり、正しく個人企業のための資本

的支出に他ならない。従つて、右借入金の利子は所得税法三七条一項に規定する事業所得計算上の必要経費に該当するにもかかわらず、被告はこの事実を誤認して、原告がなした必要経費としての申告を否認し、前記各更正処分とこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分をなしたものである。

五 よつて、被告がなした原告の昭和四一、同四二年分所得税の各更正処分のうち前記負債利子の経費性否認に伴う増加部分および各過少申告加算税の賦課決定処分のすべては違法として取消されるべきであるから、被告に対し請求の趣旨記載のとおり判決を求める。(被告の答弁および主張)

一 請求原因第一項のうち、原告が自動車の販売・修理を業としていることおよび訴外会社の設立にあたり借入金によつて金一三〇〇万円を出資して同社の代表取締役になつたことは認めるが、その余の事実は不知。

同第二、第三項の各事実は認める。

同第四項のうち、被告が負債利子をEの事業所得計算上の必要経費とみることを否認し、所得税を更正し、これに伴つて過少申告加算税の賦課決定処分をした事実は認めるが、その余は争う。

二 原告は、昭和四一年分および同四二年分所得税について、昭和四二年三月一五日および同四三年三月一五日別表課税処分表の「確定申告額」欄に記載したとおりの確定申告書を被告に提出したが、被告は、右申告にかかる事業所得金額等が、その調査したところと異なるので、国税通則法二四条の規定により、原告に対し別表課税処分表の「更正および賦課決定額」欄に記載のとおり更正するとともに、同法六五条一項の規定により過少申告加算税を賦課決定し、昭和四四年七月二五日付でその旨原告に通知した。

三 被告が、原告主張の株式(出資)を取得するために要した負債の利子を、所得税法三七条一項に規定する事業所得計算上の必要経費と認めることを否認した理由は、次に述べるとおりである。

1 所得税法は、あらゆる源泉から生ずる所得を課税対象としながら、その課税標準の計算については、所得を源泉形態の同一のもの毎に一〇種類に区分して、区分された各種所得ごとに各別の方法により所得金額の計算を行うものとし、ある種の所得については赤字が生じても損益通算を行わないものとし(同法六九条一項)、ある種の所得については総合課税を行わないものとする(同法二二条一項)とともに、所得計算上収入金額から控除される経費についても、如何なる経費がどの区分所得の収入金額に対応するものとしてそれから控除するかを法定する、いわゆる区分計算の計算構造をとつている。

この区分計算の計算構造がとられたのは、個人の所得の源泉形態の如何によつて担税力に差異があるので、担税力に応じた公平課税を実現しようとの理念に立脚するものに他ならない。従つて、所得の区分を厳格に法定した所得税法の所得区分を納税者の主観的事情によつて変更する余地はなく、ある経費がどの区分所得の収入金額から控除されるかについても、同法の区分所得の所得金額の計算に関する規定を無視することは許されず、また、ある収入は一つの区分所得の収入金額に算入されるだけであると同時にある経費も一つの区分所得の経費に算入できるだけであつて、右収入や経費の選択的算入ないし選択的控除は許されないこととなつている。

2 これを原告の主張に即して、個人事業の売上収入の増加を目的として関係会社の株式へ投資した場合について考えるに、それが原告の主観においては個人事業の付随業務であるときでも、同法二四条一項はこのような場合の利益または利息の配当を除外していないから、右投資による配当収入は配当所得であり、配当所得の金額の計算上経費に算入すべき金額については、同条二項に「・・・・株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子(・・・・中略・・・・)」でその年中に支払うものがある場合は、当該収入金額から、その支払う負債の利子の額のうちその年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額・・・・と規定されているが、ここに「配当所得を生ずべき元本」とは、納税者が主観的に配当所得を生ずることを期待した元本の意味ではないのであつて、株式を取得するための負債の利子は配当所得の金額の計算上からだけ控除すべき経費として法定されているのであるから(例外として、株式等の継続的売買や買集めの場合がある。同法九条一項一―号、二四条二項括弧内)、株式保有が専ら事業所得の総収入金額の増加に寄与するものであるという事情があつても、配当所得の経費に算入すべきである。

事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額については、同法三七条一項が規定しており、事業所得の総収入金額を得るために通常必要であると認められる経

費だけが必要経費になるとされている。原告主張のように、本件負債利子が事業所得計算上の必要経費に算入されるとするのと、このように負債利子も同法二四條二項から除外されないで、配当所得の経費に納税者の選択に任ずることになる。また、配当所得の必要経費にもなり、その何れとするかは納税者の選択に任ずることになる。また、配当所得の収入金額よりもそれから控除できる負債利子の額が超過する場合、超過する部分を事業所得の必要経費に算入することを許さざるを得ないこととなり、その結果は、配当所得の赤字は他の所得の黒字と通算できないこととした同法六九條一項の規定の趣旨を没却せしめることとなる。このように解釈を所得税法が許容しているとは到底考えられないところである。

3 次に、一步譲つて、原告主張の趣旨が、本件負債をもつて取得した株式が、形上は株式であつても、実質的には配当を期待して取得したものでなく、専ら個人事業上の必要に基づいて取得したものであるから、同法二四條二項にいう株式に該当しないとの趣旨であるとしても、前述のとおり、同項は事業上の必要に基づいて取得した株式を除外していないし、一方、事業所得の必要経費は事業所得の収入を得るために通常かつ一般的に必要であると客観的に認められる支出に限るものであるところ、関係会社の株式を保有することが事業収入の増加に寄与するという事情的が仮りにあるとしても、それは通常一般的には株式投資の結果として生じた反射的間接的投資効果にすぎないと客観的に認められる関係にあるから、その株式を取扱得するために要した負債の利子が事業所得の必要経費に算入されるところの見解は肯認できない。また、このように負債の利子を同法二四條二項の負債の利子から除外するとする縮小解釈をとつた場合、このように株式について現に配当があつたときに、この負債利子を配当所得の収入金額から控除しないこととしなければならぬが、その理由に窮することとなるのであつて、この点からも右縮小解釈の見解は到底とり得ないものである。

4 原告は、訴外会社の設立にあたり、全額借入金によつて株式金一三〇〇万円を取得し、訴外会社の代表取締役就任したが、訴外会社設立の目的は日産自動車株式会社の富山県西部地区における特約代理店の指定を受け、同社の製造する自動車、部分品等の販売等を行うためのものであり、その株式投資効果は、原告が代表取締役として訴外会社の経営に手腕を發揮し、健全な法人の事業活動から得られる利益処分による役員賞与、株主配当金および役員報酬等によつて結実すべきものである。

5 上述したところから明らかなどおり、訴外会社の設立、株式投資により、たまたま原告が従来から引続き経営している個人事業にとつても自動車修理等の訴外会社からの受注が確保されるなどの利益の享受があつたとしても、その利益はあくまで株式投資の結果として生じた反射的、間接的な投資効果にすぎず、訴外会社を設立し、それに投資した行為は原告個人の事業活動の一環とは認め難い。

してみると、原告が当該株式を取得するために要した負債の利子昭和四一年分金一四万三〇〇〇円、昭和四二年分金一〇万六〇〇〇円は、所得税法三七條一項に規定する事業所得計算上の必要経費とは認められず、むしろ、これは同法二四條二項に規定する配当所得計算上の負債の利子として控除されるべきものである。そして、本件負債利子を配当所得計算上控除されるべきものとすると、訴外会社は本件係争年度において利益の配当がなされていないため、原告の配当所得の計算上、株式の取得に要した負債の利子を控除すると、配当所得の金額に損失（赤字）が生じるが、この損失額は同法六九條一項の規定により損益通算の対象から除外されているので、他の所得の金額から控除されないことになる。

以上の次第であるから、被告が原告に対してなした昭和四一年分、同四二年分各所得税の更正処分およびこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分はすべて適法で、原告主張の如き取消事由は存しない。

（原告の答弁および反論）

一 前項二の被告主張事實は認める。

二 前項三の被告の主張に対し、次のとおり反論する。

1 被告は、所得税法が公平課税の原則に基づき区分計算の計算構造を採ることを理由として、必要経費についても、所得の区分計算と経費との対応の形式的厳格性を強調する。

しかし、納税義務を具体的に定める場合には、応能負担の原則に基づき担税力ある者を対象としなければならず、そのためには、実質的に経済力の獲得増加が何人に帰属しているかによつて定められなければならないとされている（実質課税の原則）。この実質課税の原則の内容としては、実質所得者に対する所得の帰属の判定

に理解しえられるのである。繰返しの述べたとおり、原告の本件株式取得は原告の個
人事業伸張のため、投資を直接の目的としたものであり、工場増設のため固定資
産の取得と何ら異なるところはなく、かつ、右株式は原告の事業所得以外に、
因たる資産とならず、訴外会社の製品を取扱う業者以外には投資価値は差
られず、期間損益の算出も可能であるから、前記解釈基準に照しても、その所得
区分については事業所得に該当し、本件負債利子は事業所得計算上の必要経費
として計上すべきが相当である。被告は本件負債利子を配当所得計算上の負債
除外する縮小解釈をとれば、当該株式について現に配当があつた場合にもこの
負債利子を配当所得の収入金額から控除しないこととしなければならぬが、その
に窮することになるとも主張するが、原告の右主張によれば、当該株式につ
当があつた場合には、これを事業所得の中の配当収入として加えるだけのこと
であつて、何らその理由に窮することはない。そして、以上のように解すること
り、当該株式につき配当がある場合とない場合を、通じて無理なく統一的に処
理するのであつて、結局、本件負債利子を事業所得計算上の必要経費とするこ
とを否認した被告には所得税法の解釈を誤つた違法があるといふべきである。

第三 証拠関係 (省略)

○ 理由

一 原告が、Eの商号により自動車の販売、修理を業とするものであり、訴外会社
の設立にあたり借入金によつて金一三〇〇万円を出資して同社の株式を取得する
とともに代表取締役となつたこと、原告が、昭和四一年、同四二年分各所得の
申告にあたり、右借入金の利子昭和四一年分金一一四万三〇〇〇円、昭和四二
年分金二〇万六〇〇〇円を、右Eの業態改善のための必要経費として、総収入
金額からその必要経費と認め、控除して申告したところ、被告は右負債利子を事
業所得の必要経費と認め、控除して申告したところ、原告主張のとおり両年度分
所得税を増額する更正処分とこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分をなし、
その内容が別紙課税処分表記載のとおりであり、原告主張のとおり経過で右
処分に対する異議申立と異議申立棄却決定ならびに審査請求と審査請求棄却裁
決がなされてその旨原告に通知されたことは何れも当事者間に争いが無い。

二 本件の争点は、本件負債利子を所得税法二四条二項に規定する配当所得計
算上の負債利子に該当するとみるか、または同法三七条一項に規定する事業所
得計算上の必要経費に該当するとみるべきかあるから、以下この点について判
断する。

1 被告は、所得税法が区分計算の計算構造を採ることを理由として、同法の
規定する所得や経費の概念および所得と経費の対応関係についても形式的に厳
格な解釈、適用が必要であるから、本件負債利子は配当所得計算上の負債利
子と解するの相当であり、従つて、この見解に立脚してなされた本件各更正
処分とこれに伴う各過少申告加算税の賦課処分は適法である旨主張する。しか
しながら、所得税法において区分所得の計算構造が採用された理由には、納
税者の担税力に差異があるところから、所得の特別控除または税額控除など
により所得の性質に即応した措置を規定する必要があること、あるいは、同
法が高度の累進税率を採ることから各種所得の負担の公平を図る必要がある
ことに基づく面があり、その意味では公平課税の実現を期したものと解され
るが、他面には、複雑なる所得計算の実務上からこの計算構造を採ることが
便宜であるとの面もあるのであるから、被告主張のような形式的な解釈、
適用がすべての場合直ちに公平課税の理念を実現する理由に、なるとは解
し難いのであつて、その形式的な適用が、実質的にみて課税の公平、適正
を欠く結果となると客観的に認められるときは、実質課税の原則に基づき
右形式的な解釈、適用を修正すべき必要のある場合もあつて、この旨を主張
するものといふべきである。

従つて、本件負債利子を配当所得計算上の負債利子とみるかあるいは、事業
所得計算上の必要経費とみるかについても、実質的、経済的観点から訴外会社
とEの実体および両者の関係の実態を観察し、さらに、その関連において、
本件負債利子発生を営むもとの基となつた借入金の用途を検討し、それが
直接に如何なる機能や作用を営むものであつたかを検討することによつて
決定すべきものといわなければならない。

2 そこで、証拠についてしらべるに、成立に争いのない甲第三号証、第五、
第六号証、乙第一号証、証人A、同Bの各証言、原告本人尋問の結果に弁論
の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

原告は、終戦後間もなく、富山県新湊市においてEの商号で各種自動車の修理、
販売業をはじめ、その傍ら訴外東洋工業株式会社の特約店たる訴外株式会社
富山マツダ自動車の副特約代理店となりマツダ製車種の修理、販売にも従事
していたが、昭和

債利子をEの事業所得計算上の必要経費とみるべき理由はない。その前提とするものは、原告の主張するところ、すなわち、Eの事業活動の一環であること、5次に、原告はもとも配当所得と、資本金払込に依り直接その法人から配当等つまたは譲渡能力を有する者が、株式を所、有することにより配当等を指称するものであつて、本件の場合の如く、借入金によつて株式を取得し、しかも訴外会社からの配当等の利益を得ること、目的としたりまた株式の値上りを見込んで投機したものでない場合は一般の配当所得とは同列に律しえない旨および所得税法二四條二項の規定は、配当所得がある場合の規定であつて、本件係争年度には配当所得がないのであるから、同規定を適用する余地はない旨主張する。しかして、本件各係争年度において、訴外会社に配当がなされなかつたことは前認定のとおりであるところ、所得税法は、他の所得と異り、配当所得金額計算上の損失につき損益通算を行わないこととしている（同法六九條一項）。そこで、所得税法が配当所得につき損益通算を否定した趣旨について考えるに、もともとして株式に対する投資には、経常的に生ずる配当収入を得る目的と株式自体の値上りを期待してなされる二面の性格を有するものであるから、観念的には株式取得のための負債利子のうちには配当所得に対応する部分と株式譲渡による所得に対応する部分とが考えられるので、右負債利子の全額を配当所得から控除するのは正当でないことおよび配当のない株式を負債によつて取得する者には大なる担税力があしとみなされることにあると解される。ところで、原告が訴外会社の株式を取得した動機は前記のとおりEの業績の安定、向上にあつたとしても、訴外会社の業績の向上に伴い配当が実施されることになれば、原告は法律上その配当を取得する権利を有するものであり、事実、訴外会社はその後配当を実施するに至り、原告はその配当を取得しているのであり、しかも、訴外会社の株式は市場性の有、無にかかわらず業績の向上とともに株式の価格も騰貴していることは明らかである。さらしに、原告が訴外会社の株式を取得するにつき借入金によつたといへ、その借入をすることをEの資産や実弟B所有の不動産を担保としているところからすると、原告は相当の経済的能力および信用を有していたと認められ、結局、それは担税力を有することの徴表にほかならないものと解せられる。右のとおり、配当所得について損益通算を否定した所得税法の規定には相当の理由があり、原告の本件株式取得を一般の株式取得の場合と異別に解すべき特別の事情も認め難いのであるから、本件係争年度において訴外会社に配当がなかつたことを理由として、原告の負担した本件負債利子を配当所得計算上の負債利子とすることを否定し、ひいてはこれをEの事業所得計算上の必要経費に該当するものとすべき理由はない。

6 しかして、右説示によれば、原告の本件負債利子は配当所得上の損失（赤字）として補填されないまま残ることとなる。ところで、正規の会計原則においては、一會計期間において生じた総収益から、同一會計期間内に生じた総費用を控除することにより、当期の純利益を決定すべきであるとの建前から収益と費用とを対応せしめて把握し、期間損益を公平に分配すべきものとされており（費用収益対応の原則）、この原則が、所得税法と同じく「所得」を課税対象とする法人税法において貫ぬかれていることと対比して考えれば、一見不公平な感がないではない。しかしながら、同じく所得を課税対象とする同一租税体系に属する租税とはいへ、法人税法は利潤追求を目的とし消費生活を予定しない純経済主体としての法人を対象とするところから、その所得を発生源別に区分することなく、一事業年度の益金の額から損金の額を控除して課税所得金額を計算すること（法人税法二二條一項）が可然能かつ適切であるのに対し、所得税法は消費生活と経済生活の統一として自然人を対象とする点において、法人の所得とはその概念構成において自ら別個な考慮が払われざるを得ないし、また、前記會計上の計算原則も種々な面で修正されざるを得ないのであつて、所得税法が所得をその発生源別に一〇種類に区分し、その区分所得ごとに所得金額を計算し、損益通算、損失の繰越控除等を行つて総所得金額を算出し、それから各種所得控除を行つて課税総所得金額を算出しているのも、つまるところはその故に他ならない。してみれば、前記のような法人税法と所得税法における所得の計算上に相異が生じたとしても、それは自然人と法人との本質的相異に基づくものであり、これを原告主張の如く、所得税法における事業所得の概念を拡張解釈することによつて本件負債利子をEの事業所得計算上の必要経費に性格づけることは所得税法の解釈を逸脱

したものというべく、それは結局、国の租税政策とそれに基づく立法技術に属する問題といわなければならない。

7 以上を要するに、訴外会社とEは経済的、実質的にも別個、独立の企業の実体を有し、原告の本件借入金は訴外会社の設立、出資のために使用され、訴外会社の活動とそれに伴う収益のために機能するものであるから、訴外会社が配当を実施すれば、それによる原告の所得は配当所得に該当してEの事業所得には該当せず、また、訴外会社の配当の有無にかかわらず、本件負債利子は配当所得計算上の負債利子に該当してEの事業所得計算上の必要経費には該当しないものというべきである。

三 以上の次第で、被告が本件負債利子をEの事業所得計算上の必要経費と認めることを否認し、原告に対してなした昭和四一年、同四二年分所得税の各更正処分とこれに伴う各過少申告加算税の賦課処分は適法であり、これを違法とする原告の主張はすべて理由がない。

よつて、右各処分の取消を求める原告の本訴請求は失当としていずれもこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 土田 勇 矢野清美 佐野久美子)
(別表省略)